

料金一覧表 (住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証)

(単位：円，税込)

1. 住宅型式性能認定及び型式住宅部分製造者の認証に係る料金

(1) 住宅型式性能認定

- ・申請 1 件につき、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額とする。

(い)	(ろ)	(は)
床面積の合計 100 m ² 以内のもの又は床の部分がないもの	14,700 円	10,500 円
床面積の合計が 100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	21,000 円	12,600 円
床面積の合計が 200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	32,550 円	14,700 円
床面積の合計が 500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	38,850 円	15,750 円
床面積の合計が 1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	56,700 円	17,850 円
床面積の合計が 2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	174,300 円	18,900 円
床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの	279,300 円	21,000 円

(2) 型式住宅部分等製造者の認証又はその更新

- ・申請に係る工場 1 件につき 504,000 円とする。

2. 次に掲げる場合の料金は、前記 1 の規定にかかわらず、次に定める額とする。

(1) 同時に行われる申請において、1 の型式につき 2 以上の性能表示事項について、それぞれ住宅型式性能認定を受けようとする場合

- ・表 1 の(い)欄に掲げる認定を受けようとする住宅又はその部分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に申請件数を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額

(2) 既に型式住宅部分等製造者の認証を受けたものが、当該認証に係る技術的生産条件で製造する別の住宅型式部分等について、新たに型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合

- ・申請 1 件につき 26,250 円

(3) 既に建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 136 条の 2 の 11 第一号に規定する建築物の部分に係る型式部材等製造者の認証を受けたものが、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等について、型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合

- ・申請 1 件につき 26,250 円

(4) 同時に行われる申請において、1 の技術的生産条件で製造をする 2 以上の型式の型式住宅部分等について、認証を受けようとする場合

- ・26,250 円に申請件数から 1 を減じた数を乗じた額及び型式住宅部分等製造者の認証又は更新の申請に係る工場 1 件につき 504,000 円

(5) 1 の申請において、1 の技術的生産条件度 2 以上の工場等において認証を受けようとする場合

- ・26,250 円に申請に係る工場等の件数から 1 を減じた数を乗じた額及び型式住宅部分等製造者の認証又は更新の申請に係る工場 1 件につき 504,000 円

3. その他

施行規則第 41 条第 3 項の規定に基づき、住宅型式性能認定書を再交付するときの料金は、作製に係る実費相当分の費用を個別に算定する。